

時の楔通信

第△13▽号

一九八五・九

序

第△一二▽号で掲載しえなかつた△▽獄△第△▽次訴訟の経過を中心にして、第△一三▽号を刊行する。構成としては△東京▽における拘束の深化過程……△大阪▽高裁△神戸▽大阪▽闘争刑事公判)△東京▽地裁△(判決公判粉碎闘争公判)△表現過程としての被拘束空間……△であり、第△一二▽号と共に闘して、一つの△▽△▽を創出しうるよう意図している。

一九八五年九月一〇日

△大阪▽高裁判決を前にして

松下

昇△未字を含む

時の楔通信発行委員会

連絡先△闘争の現場

△東京▽における 拘束の深化過程

一九八四年一二月一七日の制裁々判による監置二〇日の決定、東京拘置所への収監以後の仮装△原▽告團としてのたたかいは、前号にその基本を記したが、その拘束過程は一二・一七以後、△次の△な深化を強いらされてきた。

一二月二四日夜に、一九七四・四・一の岡山地裁の卵の事件が、監置二〇日の決定と共に告訴・起訴された時の夢をみていた。(五月三日の会通信第一八号一八ページおよび「メタ」四四号参照)一二月二六日付の新聞は、翌二七日に北三舎一階一二房に配達されましたが、多分、検閲担当職員が関連に気付かなかつたためか、一二・二五付の高裁第一民事部裁判長(小堀勇)が松下らを告訴したと

いう記事が、ぬりつぶされずにとどいた。(一月に入つてからの逮捕の後で、取調べを担当した検察官・町田は、このことを知つて、拘置所職員に大いに不信の念を抱いた。また、松下は、この記事を切り抜いて、ご飯つぶでノートにはりつけておいたが、その後の検閲の際に、職員がそのページをとばしてめくつたために発見されず、月末に大阪拘置所へ移監された後の検閲で、禁止されているから破棄せよといわれたが、東京で承認されていたから、と主張して切り抜け、その後、東京へもどつてからの検閲の際には、大阪で承認されていたから、と主張して切り抜けている。)年末・年始は、面会や通信が中断されるから、もし、この記事をみなかつたら、一月はじめまで(一・六の逮捕直前まで)、告訴以降の展開に対する準

備等がおくれていたであろう。のちに入手した告訴状の内容は、次の通りである。

告訴状

(…)

告訴の趣旨

被告訴人両名の左記告訴事実記載の各所為は、公用文書毀棄、公務執行妨害等にあたるものと思料され、なお、両名共謀の疑いもありますので、お取り調べのうえ、処罰されたく告訴いたします。

告訴事実

別紙告訴事実記載のとおり

昭和五十九年十二月二十五日

右告訴人 小堀 勇

警視庁丸の内警察署 御中

(別紙告訴事実)

被告訴人松下 昇(以下松下と略記する)は、東京高等裁判所昭和五八年行(コ)第三二号不作為の違法確認損害賠償請求控訴事件の控訴人として、また、被告訴人中尾麻里子(以下中尾と略記する)は同事件の傍聴人として、いずれも昭和五十九年十一月十七日午前十時十分から東京都千代田区霞が関一丁目一番四号所在の東京高等裁判所第八二二号法廷において開廷された右事件の判決言渡期日に在廷したものであるが、

一、被告訴人中尾は、同日午前十時十分ごろ、同法廷において、裁判長である当職が同事件の判決を言い渡すや、やにわに法壇上に駆け上つて、当職が朗読を終えて裁判長席机に置いた右判決の原本を

わしづかみにして両手で揉み苦茶にし、裁判所係官らにおいてこれを取り戻そうとするも右手に握りしめたまま離さず、引き続き法廷脇廊下に連れ出された後、同所において、同女の右手指を開かせて右判決原本を取り戻そうとした民事訟廷管理官・山口文男の左手拇指に噛みついたり、右手に握っていた右判決原本を食いちぎってこれを毀損する等し。

二、被告訴人松下は、同日午前十時十分ころ、同法廷において、中尾が法壇上に駆け上がるのとほぼ同時に、「不当な裁判だ」などと叫びながら控訴人席から裁判官席に向って歩み寄り、所持していた書類三十数葉を当職に投げつけようとしたが、職員に取り押えられたため上方に向って投げ上げ、更に、法廷内の喧噪状態が静まるのを待つため合議室へ退いたうえ約十分後に別件の審理のため再入廷した当職から、判決の言渡しは終了したので退廷するように命じられたのに、右命令に従わず、同日午前十時三十分ころ、同法廷において大声をあげながら裁判官席に詰め寄り、所持していた前記の書類を振り上げ、「こんなのは裁判ではない」などと暴言をはきつつ、当職めがけてこれを投げ付ける等し、

註——この告訴状は裁判長・小堀が自ら丸の内署へ持参したらしい。判決公判を粉碎された怒りは、制裁の最高刑＝監置二〇日間では不足と感じたのかも知れないが、この怒りは決して小堀ごとき小物一人のものではないことに注目すべきであろう。後に判明したことの一部を示すと、

松下の国選弁護人（池上・川窪）に対して告訴の前日である一二

たものである。

記述を確認している。)

逮捕状

〔…〕（書式通りでなく要約）

請求者 警視庁丸の内警察署

添付記録 捜査報告書 一通

告訴状 一通

参考人供述調書 六通

（被害者 一通——中尾について）

許可 昭和六〇年一月五日（請求と同一日付）

東京地方裁判所 裁判官 仁田陸郎

被疑事実の要旨（註——全文）

松下について——被疑者は、昭和五九年一二月一七日午前一〇時三〇分ごろ、東京都千代田区霞が関一丁目一番四号所在の東京高等裁判所、第八二二号法廷において、同裁判所昭和五八年行（第三二号不作為の違法確認損害賠償請求控訴事件に対する判決を判決書原本に基づき言渡し、引続き同判決書原本を書記官に交付して同事件の判決言渡手続を終結するとともに次の事件の審理に備えて同法廷の秩序を維持する公務を執行中の同裁判所第一民事部裁判長裁判官小堀勇に対し、「不当な裁判だ、これを審議しろ、」などと怒号しながら至近距離まで接近し、三十数枚の書類を投げつける暴行を加えて、同裁判官の公務の執行を妨害したものである。（公務執行妨害）

中尾について——被疑者は

月二四日に、大阪高裁第四刑事部の裁判長から電話があり、一月六日に出所予定の松下が、大阪高裁の次回公判期日である一月三一日に、まだ拘束状態にあることを前提とする（そのような政治的圧力のあることを暗示する）一月八日のうち合せの相談があつた。また、告訴の前日である一二月二四日付で岡山地検は東京地検の要請に応じて、松下に関する卵裁判の主要記録を提出しており、法廷秩序破壊の常習者であるとの捜査が、それ以前に開始されたることを示している。被拘束段階で松下がもつていた唯一の活字表現である時の楔通信第八一〇号の舍下が一二・二五まで許可されず検閲をうけ続けた経過も、その内容から告訴の動きに関連していたであろう。

告訴の翌一二月二六日には、第八二二号法廷で現場検証がおこなわれた。後に証拠として提出された記録には四四枚の写真があり、松下や中尾に紛した警察官（写真説明には、被疑者仮装松下 异などと記してあるので、そのグロテスクな権力的仮装に呆れ果てるが）が、こまかく行動を再現？ している。後に公判で証言する証人（新島、笠井、山口）も共演しているが、裁判官三名が出演していない意味は重要であろう。

一九八五年一月六日朝、予定より早い時刻に出所の手続をすますことを強いられた松下らは、午前七時二〇分ごろ、東京拘置所の出廷用の門前で十数人の私服警察官にとりかこまれ逮捕状を執行された。後にうつしを入手した内容は、次の通りである。（執行時にも全文を朗読させ、監置決定と比較し、中尾との罰条のちがい、分離

第一、昭和五九年一二月一七日午前一〇時一〇分ころ、東京都〔…〕第八二二号法廷において、同裁判所〔…〕小堀 勇が〔…〕判決言渡をして法卓上に置いた同事件の判決書原本をいきなりわしづかみにし、両手あるいは片手で揉み苦茶にし、さらに同法廷前廊下においてその一部を食いちぎり、もって公用文書である右判決書原本を毀棄し、（公文書毀棄）

第二、同時刻ころ、同法廷前廊下において、右裁判長裁判官・小堀 勇から法廷警察権の行使を授権された同部裁判官・時岡 泰から命じられて同法廷の秩序を回復させる公務を執行中の同裁判所民事訟廷管理官・山口文男に対し、その左手拇指外側基部に噛みつくなどの暴行を加えて同人の公務の執行を妨害したのである。（公務執行妨害）

松下および数分おくれて中尾を逮捕した警察官は、富士山がきれいにみえる高速道路を別々の車で八一〇号の第二圈へ突っ走り、午前七時五〇分頃に丸の内署へ引致し、同九時五〇分頃に東京地検へ送致すると共に、身柄を警視庁本部留置場に入れた。松下は、一二月末から全身の痛みがひどく、殆ど歩けない位であったので、午後警察病院へ運ばれたが、日曜のため、当直医は専門がちがう、といつて、簡単な診察をし、痛みどめの薬をくれただけであった。拘置所でも年末年始の規定の六日間の休みプラス前後それぞれ一週間分の休みを医師がとるため、全く治療をうけられなかつた。もちろん権力下の診察や治療は、本質的にありえないし、拘束を合理化するものであるとはい、この現状は明記しておきたい。

一月七日は朝から一見、好人物を装う初老の検察官（町田）の取調べがあり、その後、午前十時半から午後四時まで地裁の地下で裁判官の勾留尋問のため待機させられた。連行した警察官らは、あまり待たせるので次第に不満を口にしはじめていたが、勾留尋問をしにくる裁判官が簗原であると聞いたとたん、敬意にみちた表情をした。かれは、東大闘争裁判で強硬な訴訟指揮をし、東アジア反日武装戦線に対して死刑判決を下したタカ派なのである。

地下の取調室の机の上には、かれが、数時間よみふけていたと思われる数十センチもの記録が積み上げられていた。この中には、卵裁判や神戸大学闘争公判や制裁に関連するものが含まれていたはずで、簗原の表情は何か深く思いつめている風であった。かれは、被疑者に向かって、検察官にのべたことと同じでいいか、という趣旨のことを一言のべただけで、あとは松下からの質問に対しても黙否▽して、被疑者を去らせた。

勾 留 状

(...) (書式通りでなく要約)

罪名 公務執行妨害（中尾には公文書毀棄もつく）

勾留決定の日付 昭和六〇年一月七日

東京地方裁判所^{所長} 裁判官 瀗原茂広

被疑事実の要旨は（逮捕状の場合と同文であり、警察、検察の取調べによる変化がなかったことを示している。）

勾留の理由 刑訴法第六十条第一項第二、三号（中尾は第一号も入る。）

二人とも弁護人以外との接見禁止決定がついた。

る存在闘争の深さとひろがりを開示していることである。このために、権力は却下するのに十数日の時間と策動を必要としたといえる。

一月一六日付の起訴（これにより、二カ月の勾留が自動的にきまる。）を第四留置場四房八五番の松下へ告げにきた幹部警察官は、自分は六〇年安保の時、第一線の機動隊員だったが、あなたのその時以来の持続的なたかいには敬意を表する、とあいさつし、近くの房のヤクザ、獣医、古書店主、窃盗被疑者らも口々に激励してくれた。一月一七日には、戒能氏と山本氏が面会。直後の日本基督教団常議員会で配布された表現は、昨年来のテーマと今回の事件の情況的関連を宗教性の極限で論じており、必読表現である。

起 訴 状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和六〇年一月一六日

東京地方裁判所 殿

検察官検事

町 田 幸 雄

(...) (書式通りでなく要約)

公務執行妨害（勾留中） 松 下 昇

公文書毀棄（勾留中） 中 尾 麻 里 子

公務執行妨害

第一の二、第三の二号不作為の違法確認・損害賠償請求控訴事件の控訴人として、被告人中尾は同事件の傍聴人として、いずれも昭和五九年一二月一七日午前一〇時一

勾留状が執行された一月七日午後四時半すぎ、松下は救援連絡センターの指定する弁護士の選任を、警察官を通じて依頼した。弁護人については、すでに一二月末に、卵裁判の上告審の国選弁護人である小野正典氏に連絡をとり、起訴の場合は、国選としてお願ひするとのべ、了承を得ていたが、小野氏が他の事件で忙しく、また起訴後、国選に決まるまで時間がかかるため過渡的に前記センターに依頼したのである。また、同じく一二月末に大阪高裁の国選弁護人である池上氏らとも連絡をとり、3ページに記した裁判官とのうち合せの前日である一月七日の接見を依頼し、それを実現した。これらの一月九日により、一公判の総体性からの応戦準備ができたことになる。

一月九日と十日には救援連絡センターの長谷川 純弁護士と接見し、松下から警察病院での六日と十日の診察と治療（内科、外科、皮膚科、整形外科、放射線科）を批判し、情況的診断を展開するレジュメを渡した。（第八二二号三一ページ参照）

一月一四日にも前記センターの赤羽 宏弁護士が接見し、松下の症状の悪化について報告書を作成。

一月一六日の起訴直後に松下（一七日）と中尾（一九日）について第一回の保釈請求と松下について（一七日）勾留執行停止申立。松下については権力内部でのたらいまわし的診察（警察病院、東京と大阪の各医務部）と一・二七強制移監を既成事実とする、勾留に耐えられる。との報告により、一月二九日付で却下。中尾についても同日付で却下。重要なのは、松下に関する申立てには前記のレジュメ、報告書の他に松下の通院している歯科医の診断書、医師浜本多恵子の診断書、清水、竹中、上の上申書等が併合され、権力に対する

○分から東京都霞が関一丁目一番四号所在の東京高等裁判所第八二二号法廷において開廷された右事件の判決言渡し期日に在廷したものであるが、

第一 被告人中尾は

一、同日午前一〇時一〇分ころ、同法廷において、同裁判所第一民事部裁判長・小堀 勇が同事件の判決を言い渡すや、やにわに法壇上に駆け上り、同裁判官が朗読を終えて裁判長席机上に置いた右判決の原本をわしづかみにして両手でもみくちゃにした上、更に、同法廷前廊下において、その一部を食いちぎり、もって公文書である右判決原本を毀棄し、

二、同時にころ、同法廷前廊下において、被告人中尾から右判決原本を取り戻そうとしていた同裁判所民事訟訟管管理官・山口文男に対し、その左手拇指外側基部にかみつくなどの暴行を加えもって同人の職務の執行を妨害し、

三、被告人松下は、同日午前一〇時三〇分ころ、同法廷において前記裁判長・小堀 勇が被告人松下に対し判決の言渡しが終了したので退廷するように命じ、引き続き、同時に予定されていた別件の審理に移ろうとした際、「不当な裁判だ。」などと怒号しながら裁判長席に詰め寄り、所持していた三十数枚の書類を同裁判長めがけて投げつけ、もって同裁判長の職務の執行を妨害し

たものである。

第一の一 刑法第二五八条

第一の二、第二 同法第九五一条第一項

右は謄本である。前同日

東京地方検察厅 検察事務官 佐 藤 隆

身体的拘束と、その々次の増幅に関する権力の表現を順を追つて比較すると、いくつもの重大な問題点が浮かび上ってくるが、その一部は次のようなものである。

制裁決定——a (第へ一二▽号六七ページ参照)

告訴状——b

逮捕状——c

勾留状——d

起訴状——e とした場合

時間性について η は「午前一〇時ころ」に全ての行為があつたかのように記しているが、 ν では「午前十時十分ころ」、 c 、 d 、 e では、松下のみ「午前一〇時三〇分ごろ」と変化している。これは、松下の行為の振幅と波動により、事実把握が解体しかけていることを示す。

言語性から指摘すると、中尾の無言と松下の発語、特に発語内容の変化が印象的である。「不当」(松下は用いない語法)が ν で現われ c 、 d 、 e に(時間を一〇分から三〇分(逆ワープしつつ)残つていくのに対し、 c 、 d の「これを審議しろ」(正確ではない)が e で消去される。この消去は「文書」を投げつける対象としてのみ強調しないからであろうが、さらに重要なのは、「不当」の時間性を一〇分から三〇分に移動していく逆過程として、三〇分ごろまでに中尾からとりもどし、書記官に交付する手続をおえるまでの時間

を一〇分ごろの判決朗読(これ自体ありえなかつた。第へ一二▽号四ページ参照)の「終了」時間へ、スリカえてることである。闘争の本質から、 ν の示唆にもかかわらず ν に至るまで「共謀」が粉碎されているのは、取調過程での壮大な自主ゼミ(下級警察官や留置場の被収容者たちを中心とする)の成果である。その他いくつも批判点があるが、読者諸氏の指摘と裁判への応用を期待している。

起訴後、一月一八日に松下が、一九日に中尾が東京拘置所に送られた。このへ▽獄第三圈への移行は、第一圈と異なり、赤羽にある検察庁支部をへて他の被告ら数十名と共に、であった。新三舎二階一六房に入れられ、四〇一八番とされる。

さて、本来ならば、起訴後一ヶ月以内に公判が開かれるのが普通であるが、松下の場合は、大阪高裁の控訴審期日が一月三一日、二月五日、一四日、二一日と設定されており、それらが終了するまで東京地裁の公判は開始されず、その度合だけ勾留も持続するという困難な条件が加重してきた。身体的にも大阪への移監が不可能なほど苦痛は増し、一月二三、二四日には浜本医師が、拘置所、裁判所へ申立をおこない、生命の危機にかかる移監の中止と釈放と治療を要求したにもかかわらず、権力機構は、これら全てを拒否し続けた。

弁護人水準でも、いくつか問題点が生じた。救援センターから派遣された長谷川弁護士は、若い有能な人であったが、逮捕直後からかれ(ら)のへ東京▽の権力の圧倒的優位を前提とする発想と、 ν 年にわたる自在な裁判闘争の経験をもつて一公判の参加者たちの

氏(情況的かつ仮装的に私選弁護人)のみが公判を担当している。

一月末から二月末までの大阪拘置所への移監をへて、三月一一日から東京地裁公判が開始されるが、勾留→公判というベクトルでは把握し切れない巨大なテーマの展開が渦巻いている。また、二月一四日には松下の方針で、あえて大阪高裁の公判と同一日時に、東京地裁における勾留理由開示公判を実現しており、その意味をどのように把握するかが、この時期のへ▽過程の把握の鍵であることをのべておく。(大阪高裁、一月一四日公判の項も参照されたい。)

日付を逆行すると、一月一七日付の第一次保釈請求を一月二九日付で却下したのは、逮捕状を出したのと同一裁判官(地裁第一四刑事部、仁田陸郎)であり、同一日付で、地裁第一二刑事部(新谷、大沢、村田)が、松下と中尾を併合して合議体で審理する決定を出している。二月一四日の松下に関する勾留理由開示公判(第四〇一号法廷に、非存在する被告人の対極で在廷した竹中さんは ν 次の警備と注視的となりつつ、大阪高裁とのバレンタイン作戦に参加した)の担当者は、第一四刑事部の安井久治であるが、かれの調書に残さない発言「(勾留状発行時のみならず現段階の)勾留理由は、従来の刑訴法第六〇条第一項第一、二、三号で判断できず、あえていえば、釈放により新たな証拠を作出する怖れである。」を特記しておく。法のタテ前をこえて ν 次の拘束を持続したい執念と、松下のへ▽的破壊力への恐怖を、まざまざと開示している。

二月一五日の弁護人と裁判官(第一二刑事部)のうち合せで、三月一日、四月一日、四月二十五日の公判期日が決められた。

二月一六日の第二次保釈請求は、二月二〇日付で第一四刑事部(公)中尾さんについては、小野、長谷川、赤羽の三氏が共闘し、小野、川窪氏は、大阪移監までの釈放を要求するための選任といふ。川窪氏は東京の公判には、これまで出頭していないが、前記の意見書プランによつて基本的に全過程に参加しているといえる。

なお、川窪氏は、大阪高裁の全公判を媒介に東京での釈放を獲得していくから、大阪の公判終了までは少くとも辞任しないでほしい、と要請し、それは四・二五付の意見書プラン(17ページ参照)によって実現されていく。川窪氏は、大阪高裁の公判には、これまで出頭していないが、前記の意見書プランによつて基本的に全過程に参加しているといえる。

中尾さんについては、小野、長谷川、赤羽の三氏が共闘し、小野

判開始まで勾留を担当する)の裁判官・山口雅高が却下決定。理由は刑訴法第八九条第四号(罪証隠滅の疑い)で、第一次請求却下の場合と同一であり、弁護人、被告人からの正確な批判の論点は、あらかじめ無視し抑圧されている。

△大阪▽高裁

(△神戸▽大学闘争刑事公判)

一九八五年一月二七日は日曜であったが、拘置所職員は早朝に松下を起こして、二八日予定の大坂拘置所への移監を今日おこなうと告げた。このような措置がとられたのは、おそらく、一月一七日の保釈請求と勾留執行停止請求以後、弁護人、医師からの激しい釈放要求や、移監は身体的に危険という客観性から逃亡し、移監という既成事実を作つておいてから、移監に耐えられたから勾留にも耐えられる、として前記の各請求を却下するためであつただろう。実際に却下決定は一月二九日で(請求から異例の長期間をへた後で)出されている。それまで尿、血液、全身の骨格、皮膚、歯、内臓、排泄器官について何度も検査があり、異常が認められているが、公開は拒否されたまま。

このような政治的配慮があるため、一月二七日の護送は厳戒体制の下でおこなわれ、移監指揮書(石部検事)に添付された書類には、関西方面の全共闘が身柄を奪還する計画があるので注意せよ、という内容が記されていた。午前七時東京発、十時十分新大阪着の際にはプラットフォームに機動隊をおき、特別通路から(天皇並みに)松下を案内した。護送責任者の東拘第一区長は、寒さと緊張感のため(?)出発前から酒のにおいをさせ、新幹線でも食堂車に入りびたり、松下が自費で車内販売のコーヒーをかってくれと頼んでも前例がないとして拒否した。(一月末に大阪から東京へ護送する際には、松下がいう前に、職員がポケット・マネーでコーヒーをか

つてくれた)。封印された荷物の他に規則違反をのりこえつつ、ポケットに「万葉集」を、下着の中にチーズをのばせておき、身体的苦痛の解放のためにも、何度もトイレへ行き(ドアは開けられていたが職員が正視しえない!のを逆用して)チーズをたべ、トイレ横の冷却水をたくさんのみ、席にもどつて「万葉集」をよんだ。この時の読書体験は、古代日本の抒情の構造の背後にある東西日本の風土性が現情況でどのように変形しつつ残存しているかを確認する作業としても意味があった。

大阪拘置所三舎四階四一二房に到着し、一七二九番としての被拘束生活が始まったが、東京拘置所や、これまでくぐつてきた神戸、岡山、名古屋の各拘置施設との空間的、処遇的比較の契機ともなった。くわしくは別の機会にのべる。むしろ△▽獄の第三圈から第四圈への移行は、ある意味で東京拘置所からの被拘束水準の突破であるということを強調しておきたい。

すなわち、△神戸▽大学闘争に関する公判が最終段階で全情況的な被拘束条件下でおこなわれる位相を、全△▽闘争の飛翔、かつ一瞬ごとの被拘束情況突破の媒介として応用しうるし、しなければならない、という発想の解放感を獲得したことである。具体的には大阪高裁公判のため、東京の公判開始(従つて釈放可能な時期)が遅れていく慣性力を転倒して、これから始まる大阪での数回の公判を、内容的に東京を含む全△▽公判として先制的・包括的に展開していくことである。(これは後に、公判記録を保釈請求、被告人側主張へ提出していく形で実現されるが、発想の軸として、より深部であらゆる形で生き続けている。)

対応するが、大阪高裁で審理される神戸大学闘争の把握 자체も、より本質的な視点からとらえかえされることになった。職員の一人が何気なく聞いた時に判ったのであるが、かれらにとっては、公訴事実の時点と現在とが同一時間帯にある、つまり松下は六九年以來ずっとといくつものへ▽獄を巡礼してきたことになるのである。この視点から六九年以降の全過程をへ▽獄として巡礼し直すことが示唆されてくる。公訴事実に関しても、東京の公訴事実との、大学闘争のむこうの△闘争への架橋性（逆に権力は、常習犯とみる）が明確な手ごたえとして感じられ、松下が、公訴事実の補助線とよぶものの発見もあった。与えられた図形以外に補助線（正確には想像曲線というべきであり、実数と複素数の関係に対応するであろう。）を引くと、図形の性質が一層よくみてくることがあるようだ。神戸大学闘争の全公訴事実が、東京（や岡山）の公訴事実というへ補助線▽により、また個々の公訴事実や場面が、現在の被拘束存在感覚というへ補助線▽により、思いがけないと交差してくることになつた。

もちろん、共闘者の多くが生活する地域に近くなつたことにより、面会や物品移動の回数・内容の増大も大きく有利に働いた。

これらの条件を自覺的に対象化し応用しつつ、自主講座に転倒された公判がおこなわれていく。

一九八五年一月三一日（第一二回）

松下が一・二六付で東京拘置所から作成し発送しておいた弁護人あてレジュメが公判の水準を飛翔させる媒介となつた。第一〇〇二

一九八五年一月五日（第一三回）

この公判の直前に京大教養部A三六七号室に対する二月一日の強制執行があり、一月二八日の判決強行と共に、松下らの勾留中におこなつた政治性が感じられる。空間性の視点から覗いてみると、A三六七公判は属性に空間占拠し排除をもつて進行しているのに対し現在勾留中の東京の事件は、対応するような占拠し排除の空間性のない闘争過程で生起してはいるが、逆に関係性の占拠（被拘束時間への突入を喻とする）として進行していること、この位置からA三六七闘争を最もよく支えうることが、あらためて感じられた。

神戸大学教養部A四三〇号松下研究室についても、前年からの留置中の証拠の提出要求、拒否の場合の実力占拠し奪還予告が被拘束により可視的には不可能になつてきたが、しかし逆に、東京の事件の展開自体が（週刊新潮の逆共闘的な取材を含めて）六九年以來のA四三〇の意味を全当事者につきつけ、その意識を占拠してきた、ともいえるのである、このことは、裁判過程での証拠の提出の時間性、内容の質からも立証されてくる。（もし八四年末に被告人質問が終了していれば、大学を含む秩序加担者は、A四三〇に留置してある証拠を提出せずさせずに、審理をうち切っていたであろう。公判の関係性が八五年以降も占拠されることにより、この日の公判で大学側留置品の一部が提出され、また六九・九・一の授業再開を根拠づけるべき評議会決定の存在しないことが立証された。

被告人質問の日付とテーマとしては、昭和四六年九月七日のB一〇九補粉粉碎闘争時の窓枠に存在した被告人の意識内部の星雲論、

法廷に手錠、腰絆つきで出廷することは、あまり予想していなかつただけに、被告人にとつても、全当事者にとつても、この公判は、手続更新や、それ以上の何かとして開始された。

被告人が弁護人を通して要求していた被告人席の問題、被拘束に関する意見表明、この条件を転倒する十分な審理等の要求は全て実現されるえなくなつた。前年秋には、これらを拒否していた裁判官も、自らを含めてより巨大な審問の場にさらされていることを感じはじめたのである。

被告人質問を仮装した意見表明の中で、松下は現情況の微分性（一呼吸ごとの被拘束を全ての人にもたらしている力学との対決）と積分性（六九年以降の全テーマ群の包括的把握）から、本件の公訴事実と公訴過程をも批判していくことをまず宣言し、前回の持続として、昭和四五年一月八日、四月八日について証言した。前者の事件日付と告訴日付（七月六日）のズレ、後者の当日のヴィジョン（例・A四三〇研究室から現場へ行く時に後から誰かついてくるかどうかは見なかつた、とか、逮捕時に後から羽交いじめにする人があつた等）は、東京の事件のヴィジョンと対極で交換し合つてゐる。

この日には、本来ならば、被告人質問を終了し、次回に最終弁論の予定であったが、前記の審問情況の感受からも、裁判官は二月五日（既指定）の他に二月一四日、二一日を指定し、自由に被告人質問をやつてほしいといわざるを得なくなつた。

法廷には、山本、浜本、竹中の各共闘者が参加したが、このような集団面会の印象も深い。柵ごしの言葉の交換は、後で規則違反であると看守から警告を受けた。△無▽視してくりかえすうちに、公判に关心をもつたかれらは黙認するようになつた。

一九八五年一月一四日（第一四回）

この日付は大阪高裁控訴審の期日として設定されていただけではなく、松下に関する勾留理由開示公判を東京で展開した日付として重要である。後者についてまずのべると、東京での刑事公判（三月頃と推定できた）の開始を待たずに、先制的に公判を媒介に攻撃をおこない、第二次保釈請求をおこなうと共に、仮装被告団（代表として竹中）が、非存在する松下の位相で東京の公判に参加し、六甲にいる被告人の家族や岡山の坂本氏は、恒常的参加者の山本氏と共に大阪の公判へ参加するというような、当事者総体のかかわりの橿円的深化をめざして、このバレンタイン作戦は実現され、成果を収めた。（独房から△日前さし入れのヨコレーントを下着に入れて持つて、審理の間の休憩中に地下の仮監でたべたが、すばらしい味であった。）

大阪高裁の法廷では、二・五・九および二・一〇付の被告人の弁護人あてレジュメにおける最終弁論の位置づけ（たんに公訴事実批判でなく、公訴に至る過程と現在の東京の公訴への包括的批判の視点から個々の展開を準備する、という内容）を生かす形で、公訴事

実の総体を詳しく主尋問しなおした。特に四回にわたる現行犯逮捕手続書の内容から、一般に数十分で引致手続が終了するのに、最初の四・八の逮捕では四時間二〇分かかっていることからも推定し、誤認逮捕や政治的起訴の構造、個々の被告人の発語とされるもの（例。「大學紛争でタコ焼屋ができないので腹いせのために卵をぶつけてやった」等）のデッчи上げ性を含めて、公訴のギマンが完全に明白になってきた。また東京の一・二・一七事件の内容や背景、起訴に至る重大な予断（六九年いらいの各法廷での秩序破壊者）の誤りについても詳細な反論が、東京での公判水準でおこなわれ、のちに東京へ応用されていく。

検察官（川瀬）・裁判官（石田、木谷、栗原）は、問題点の重要性のため午後一時からの審理を七時半まで延期して尋問し、全てについて被告人の見解に論理的には反論できなくなつた。また裁判長（石田）は弁護人（池上、川窪）の提出予定の弁論に、被告人の作成予定の文書の表現を併合することを積極的に認めた。これは前年段階では考えられない事態である。連行する拘置所職員も、事件の内容が十数年をこえて現在的に論じられているのに次第に気付き、帰りの護送車の中で活潑な自主講座がおこなわれた。

二月一四日と二一日に作成された、

最終意見陳述の位相で

〃次の拘束空間を巡礼し占拠している

被告人 松下 昇

の表現は、主として次の点を指摘している。（要旨）

一、本件と東京の、それぞれの起訴の十五年をこえる政治的仮構性の同位と差異の構造。

（註）二月二一日付の（実際の提出は、もっと後）検察官、弁護人の弁論の要旨は次のようなものである。

大阪高検、検察官・川瀬義弘のもの。（一七枚）

第一 控訴趣意について

一、一二・三事件で一審判決が建造物侵入罪を認めて、威力業務妨害罪を認めなかつたのは誤り。

二、一二・三事件の概要（一審記録の引用）

三、本件に関する判例

昭和五九年一月一二日最高裁棄却決定（松下の前共同被告人、島岡和義について）により確定した同五八年二月一日大阪高裁

第七刑事部判決

第一 弁護人の控訴趣意について

原判決を左右するに足りるものは全くない。

一、事実認定について

（七個の事件について一審の論告をなぞつていてるにすぎないが、竹中証人が現場にいなかつた点を批判しえず、山本証言を被告人と親交ある者の証言ということに重点をおいてのみ否定している点は、二審において検察側がうけたダメージの象徴といえる。）

二、量刑不当について

二、本年二月一四日の東京地裁における勾留理由開示公判における勾留理由は、同一日の大阪高裁公判における被告人の証言によつて解体されている。

三、被告人の職業は「勾留中の被告人」であり、全ての罪を仮装性の本質で引きうけ転倒していく世界認識／世界変革の方法を生きている。

一九八五年二月二一日（第一五回）

弁護人から補充的という以上に、東京の公判への架橋的な質問がおこなわれ、裁判官や検察官も、それに共闘してしまつた。法廷はこの位相を祝福するかのよう、多彩な人々（竹中千恵子ともい、鈴木そのれい、坂本、藤原、高尾、山本の各氏）で埋まつた。法廷場面に関する竹中まい（小学校二年）のすばらしいスケッチもあるので回覧可能。

裁判長は、この数回の公判で前年末までの審理を急ぎ、三月末までに判決を出す、という姿勢を失い、判決期日をかなり先の（釈放の可能性の大きい）七月一日に指定し、関係者を驚かせた。これは、短期間に東京地裁の公判が終了し、かりに実刑判決が出るとして、それまでに神戸大学闘争に関する事件が（控訴審の後、上告しても最高裁は直ちに棄却する可能性が強い。）確定した場合、後者が執行猶予であったとしても取り消され、東京の実刑に加算されることの危険性に対するバリケードとして機能しうるのである。さらに大阪高裁第四刑事部は、六月二八日付で、七月一日の判決期日を九月一〇日に延期決定した。前記の効果を意図しているかどうか

以上に、判決内容を弁護人と被告人の主張にふさわしく作成する（かりに全ての事件が有罪としても）必要に迫られていることを推定させる。

二月二一日付の（実際の提出は、もっと後）検察官、弁護人の弁論の要旨は次のようなものである。

大阪高検、検察官・川瀬義弘のもの。（一七枚）

第一 控訴趣意について

妨害罪を認めなかつたのは誤り。

二、一二・三事件の概要（一審記録の引用）

三、本件に関する判例

昭和五九年一月一二日最高裁棄却決定（松下の前共同被告人、島岡和義について）により確定した同五八年二月一日大阪高裁

第七刑事部判決

第一 弁護人の控訴趣意について

原判決を左右するに足りるものは全くない。

一、事実認定について

（七個の事件について一審の論告をなぞつていてるにすぎないが、竹中証人が現場にいなかつた点を批判しえず、山本証言を被告人と親交ある者の証言ということに重点をおいてのみ否定している点は、二審において検察側がうけたダメージの象徴といえる。）

二、量刑不当について

（原判決は二審立証でくずれていてる。）

二、昭和四四年九月一日の事件について

1. 授業再開の法的根拠（評議会決定は提出要求にもかかわらず未提出。なかつたことを示す。）

2. 八月一六日教授会決定の趣旨

（「同時併行」とは一、四限を授業、二、三限を討論とするものではなく、より自由な流動的なものであり、当局も九・一の四限を学生大会のため休講としている。）

3. B一〇九教室の使用

（被告人らの使用は必然性がある。）

4. 当日の状況について

（当局側の証言は意図的な誤り。鈴木作成のノートII日記の正確さ。）

5. 授業妨害の企図と共謀はなかった。

（眞に授業を行ないたい教官ならば、積極的に討論に参加すべきであった。）

6. 真に授業を行ないたい教官なら、積極的に討論に参加すべきであった。

7. 入室前の状況について

1. 被告人の会議室への入室自体は当然の権利。

2. 入室前の被告人の行動（立証なし）

3. 学生ら入室前後の状況について

（藤原証言では松下は先頭グループにいない。）

4. 被告人の入室の目的と共謀の有無

（妨害の目的も共謀もない。）

5. 本件も存在しただけで刑事責任を追及された例。教授会の公開性は、大学が提出したC共闘作成の一・一四教授会議事録からも明らか。

四、昭和四五年一月八日の事件について

1. 広範囲の日常茶飯的な落書の責任を、被告人にだけ負わせようとした意図

七、昭和四六年九月二三日の事件について

1. 被告人は油コブシにいた。
2. 檢察側一審証言は、遠方からの不正確なもので、「かっこつきの松下」に関する劇を誤認している。
3. 当時の学生・有本の証言は、山本証言にある通り偽りであり、当日、山本証人が被告人からうけとった化石の存在でアリバイは確実。
4. 被告人は研究室内の表現の主体であること全て否定していないともいえるが、逆に公訴事実の時II空間や水準での行為がなかったことを示す。
5. 原審での坂本・竹中証言は矛盾しない。
6. 被告人らの行動の詳細を示す自主講座運動実行委の活動ノートが、神戸大学により押収されたままである意味。

八、昭和四七年二月一五日の事件について

1. 檢察側一審証言は、あいまいで信用できない。
2. 広報三一号と永里証言から、原判決のいう行為時刻は誤り。三名の被害者は相互に他の被害を知らず、目撃状況も矛盾している。
3. 被告人だけを注目、識別するのは不可能である。
4. 檢察側証人の記憶の無（？）意識的変容による偽証。
5. 被告人は「生命の源である卵」を壊す行為をしない。岡山

2. 一審の明石、岩田、加治の各証言内、各証言相互の矛盾（図解）

3. 当日の状況（竹中、松下の証言の通り）

4. 檢察側が一番で提出した写真には、一・九の自然科学史の授業でかかれた術語や、一・一二当日に休講を知らせる文字が、それぞれかれていることが判り、一・八夕の行為直後の撮影という立証は、証言全体と共に誤り。

五、昭和四五年四月八日の事件について

1. 誤認逮捕の全公訴事実への起因性

2. 警備実施報告書の記載（松下を現認し、すわりこみ集団を解散させるよう警告した等）は、誤認か、逮捕後の作為。

3. 被告人供述の正確さは写真からも立証される。

4. 物理的かつ心理的な通行不可能性により現場にとどまった被告人の必然性。

5. 学生らと共に存在した意味は、共謀をこえたものである。

6. 妨害目的ではなく、学生らの罪とされる行為の意味を法律とは異なる次元になおうとした。

7. 被告人のみが、他の四〇名より十分おくれて二二才位の男性として逮捕されている文書が示す誤認逮捕。

六、昭和四六年九月七日の事件について

1. 原判決の不正確さ
2. 被告人の行為認定の証拠欠損
3. デモ、ビラ配布、当局職員の暴行、学生らの集団の統一性有無について。（中尾、浜本の各証言の重要性）
4. 共謀者として上げられている古川は、松下の逮捕後に抗議

地裁においても、紙飛行機をとばす行為の誤認。

7. 逮捕手続書の記載、特に被告人の発言や行動の信じがたさ。
8. おそるべき権力者の悪意。業務命令ではなく、被告人側提出の二つの判例からも警備は公務とはいえない。

第三、本件公訴に対する法的評価

1. 公訴事実について無罪である以前に、公訴権の乱用によるものであるから、公訴棄却を相当とする。
2. 公訴の発端となつた四・八誤認逮捕段階の大学側の危機感（処分粉碎闘争、授業自主管理等）と、時間を逆行して材料を与えて再逮捕させる策動。この経過を示す「審議経過メモ」の隠匿。これ以降の全ての公訴事実の政治的仮構。本来、起訴されるはずもない事柄のみ。原判決は公訴の背景を判断しない点でも誤っている。

第四 むすび

原判決は、到底破棄を免れない。なお、被告人の「最終意見陳述の位相で」をこの弁論に併合する。

（註）一八四年秋の構想と比較して格段の飛躍がある。事実把握の詳細な展開は、それ以前から大きい特性であったが、二人の国選弁護人が口頭でも公訴棄却要求をおこない、被告人の表現を共同提出することは全くといってよい位予測できなかつた。ここにも永続する△神戸▽大学闘争勝利、の祝福があるにちがいない。）

△△△獄の第四回における作業は、一言でいうと、被告人を媒介する全関係性の苦痛を治療し、新たなたたかいへのエネルギー源を

構築することであった。この作業を応用し拡大するために、二月二八日朝、松下は、東京拘置所（△△獄の第五圈）へ出立するが、出立直前に、東京地裁々判官・安井の移監指揮書を形式的に告知した保安課長は、告知を終ってから急に表情をやわらげて、自分は一看守であった頃、神戸拘置所に監置で入ってきたあなたをみたことがある（一九七一年一〇月一日～八日）が、その時から全く変らずにがんばっているのに敬意を表する、と語った。また、その直前に独房へ食事をとどけにきた老雑役夫（RB三〇二からの手紙がよく来るのを知つて、自分は岡山出身であり、なつかしいから、と時々配食時に数秒ずつ話しかけてくれた）は、規定を大幅にはみ出す大量の佃煮を飯の上にかけて激励してくれたことを付記する。

新大阪から東京への護送は、一月二七日の東京から大阪への護送と比較して大きいちがいがある。機動隊が姿を消し、指定席でなく自由席になり、乗客（特に子どもたち）の関心に対応して、護送職員らと会話する仮装形態で事件も被拘束情況の本質を開示していく試みも可能になった。何よりも、コーヒーの味！（10ページ参照）

△△獄の第五圈である東京拘置所にもどると、検査や舎房担当の看守らは、放蕩息子を見るような、なつかしい表情で迎えてくれたが、これは、長谷川 堯が「神殿か獄舎か」で引用している大杉栄の印象（同書一九三〇～一九四ページ）と共通するところがある。

東京地裁の第一回公判（三月一日）、第二回公判（四月一日）と対決していく際に、大阪高裁を媒介して創出したエネルギー源が大きく役立ったことは、いうまでもないが、具体的に釈放に応用し、

成果を収めたものの一つとして、松下原案による意見書プランを示す。この提出主体が川窪弁護士である理由は8ページを参照されたい。

昭和六〇年(わ)第五九号 被告人 松 下 昇

事件及び身柄に関する意見書

弁護士は表記事件の被告人の大坂高裁における事件の弁護人でもあるので、その経験にもとづき、東京地裁の事件に関して左記のように意見を表明致します。遠方のため公判には不出頭のままですが、この意見書によつて、弁護人としての基本的な責任は果しうるを考えるものであります。

昭和六〇年四月二十五日

弁護士 川 窪 仁 帥
東京地方裁判所 第一二刑事部 御中 記

一、松下被告人（以下、被告人と略す。）の身柄拘束が昨年一二月一七日からの監置に引き続き本年一月六日の逮捕、一月一六日起訴以降も四ヶ月以上にわたって続いているのは、本件の罪名による関連事件との比較で考えると異常に長期にわたっているものと思料致します。保釈請求が過去三回も却下されてきた理由及び、勾留期間更新の理由として上げられている「証拠隠滅のおそれ」等は、従前の経過等からみてむしろ名目上のものであり、実質的には、被告人を対裁判所闘争の常習者とみなし、勾留によって実刑と同じ効果を与えるようとしていると言つても過言ではありません。

二、弁護人は大阪高裁における別件の審理を通じて、被告人の人柄、思想、とりわけ公訴事実の誤った形成過程等にふれ、被告人が、決して公務執行妨害事件の常習者などではない、との確信をもつて至っております。具体的には、ここに添付する前記事件公判における被告人質問の調書（本年二月一四日および二月二二日）並びに控訴審弁論要旨を参照していただきたいが、とりわけ次の点に注目していただきたい。

① 被告人が昭和四九年四月一日に岡山地裁法廷でおこしたとされる公務執行妨害事件なるものは、当日拘束された複数の者の代表として起訴されたにすぎず、行為とは無関係であること。（再審請求準備中）

② 前述のように代表として起訴されるに至る予断の契機をなしたのは、昭和四七年二月一五日の神戸大学構内でおこしたとされる公務執行妨害事件（教職員に卵を投げたとされる。）の被告人であつたためであるが、この事件においても行為とは無関係であること。

三、昭和五九年一二月一七日に東京高裁法廷でおこしたとされる事件が監置処分のみで終了せずに、裁判長による告訴に至った理由の中心には被告人が前項の二つの公務執行妨害事件の関係者であるという情報をその後裁判長が入手した経過があると推測されるが、公判記録等を詳細に検討する以前に措置にすぎず、又、その他どのような理由から告訴したにせよ、告訴権の乱用のおそれがあり、この点については被告人として今後、立証してゆく予定です。告訴がなければ、本件が成立しなかつたことから考へると、誤れる予断にもとづく告訴、さらに勾留は不当と思料致します。

四、一たん事件として公訴が提起されると、裁判所としては、裁判所内で生じた事件であることからも、重大な事件として扱わざるを得ず、検察側への配慮等からも、身柄を釈放しにくくなるのは、理解できないわけでもありません。しかし添付の記録からも一部は明らかとなつておりますが、弁護人が、長期にわたりて被告人からうけた印象からは、東京の事件についても被告人を釈放して公平な審理がおこなわれるならば、本件の背景や現場に関する正確な事実が発見されるであります。その結果が、監置処分自体の誤りを明らかにし、告訴した者の不利益になる場合にも、貴裁判所は、それを阻止するよりは、むしろ被告人に十分な防禦の権利を与えるべき責任があるものと確信致します。

五、本件の被告人は、十数年前に生じた大学闘争以降、一貫して非暴力の思想から、あるべき真実の追求をおこなつてきており、外在的な反体制、反秩序の行動とは無関係です。訴訟行為においても、常に誠実に、根源的にふるまつてきたことは弁護人がよく知つているところであり、被告人の身柄を釈放した上で、十分な審理をつくすることは、法の建前からも当然のことと思料致します。

六、被告人は、本件の他に大阪高裁の刑事案件、京都地裁の民事事件等の当事者であり、これらは本件とも密接な関連性をもつておりますが、身柄釈放によつてはじめて可能な訴訟行為が山積しております。また、被告人の身体の状況の悪化、家族の経済的窮乏等の点からも、一日も早い身柄の釈放を切に希望致します。

れてるので、前記のように註を加えておく。また、△默否△を解く条件を、全情況的関係のみならず、自らの存在と発想と行動様式の根底的検証の作業との対応でもつくり出す必要のあることも付記する。

弁護人の意見陳述（朗読した文書の構成は、
載の前提（判決言渡終了）が誤っているとして黙否。
は、職業と公訴事実の前文、つまり事件の当日に法廷にいたことを認めるか、というもので、中尾被告人には、行動の詳細に関するものであった。前者は不定形かつ恒常性の応答をし、後者は記

一、公訴棄却の申立 二、本件の背景。裁判官の公務員としての職務の不十分さと欠損 三、松下の行為は罪名に相当せず、中尾については同被告人の陳述する通り。) 裁判長 現段階では公訴棄却について職権を発動しない。

検察官の冒頭陳述（朗読した文書の構成は、第一 被告人らの身上 経歴等 第二 本件犯行に至る経緯及び犯行の状況 第三 その他情状 であるが、午前一〇時一〇分頃から三〇分頃の経過を時間性や関係性の厳密な把握なしに、しかも罪名にのみ結びつける方向で記している。検察官のダメさというより、権力総体が事件の高次性に追いつけない見本である。）

約十人ずつ、数珠つなぎで護送車にのせられ、ブラインドのすきまから銀座の灯を眺めつつ拘置所へもどった。翌朝、三月一一日付の勾留延長決定が告知された。起訴されると自動的に二ヶ月の勾留がなされ、その後、一ヶ月ごとに更新できる。松下らの場合、一月一日起訴であるから、三月一六日までに更新すればよいのであるが、それを早めたのは、三月一一日付の第三次保釈請求を意識していたからと思われる。公判開始後は、身柄は地裁第一四刑事部から第一二刑事部へ移ったが、第三次保釈請求に對しては、三月二五日付で却下決定が出された。二週間かかるて決定を出したのは、弁護人の請求や被告人らの上申書のもつ威力に苦慮したからといえるであろう。

第一次から第三次の保釈請求却下決定の理由は、刑訴法第八九条第四号（罪証隠滅の疑い）であり、三・一・一と四・八の勾留延長決定の理由は、刑訴法第六〇条第二、三項（罪証隠滅のおそれ、逃亡のおそれ——他に遠方の公判があるため!）であるが、これを二・一四勾留理由開示公判担当者の発言（8ページ参照）と比較すれば、法規定はかざりにすぎず、よりドス黒い部分で権力が判断していることが判る。勾留延長決定が三・一から一ヶ月目の少し前の四・八に出されてくるのも、四・一一第二回公判を媒介に保釈請求をしても無駄であるとの警告に他ならない。

一九八五年四月一日（第二回公判）

△▽獄の第五圈は、情況の他に氣象条件も悪く、四月一日のラ

ジオのニュースでは、三月の日照時間は六七・四時間であり、これは気象台開設以来の最少時間であるとのことです。

をねつてはいるが、突然、地震がおき、数十秒、建物全体の特に鉄格子が、激しくきしむ音を鳴り響かせた。この無機質の叫びは、どこかで、権力構造のはかなさ、表層性をも示唆してくれている。

氏、竹中さんの他に、恥かし気につきを送つてくる女の子がみえた。竹中とき（京都市内の小学校一年）は、東京でお勉強するために、前日から深川教会に泊まり法廷へきていたのであった。翌一二日は、拘置所へ面会にきたが、四才以上は禁止という規定のため会えず。二月一日に大阪拘置所へきた小学校二年の竹中まいも。この規定はぜひ粉碎していただきたい。

なかつたとか、松下は裁判官へかけよろうとした、という風な、明らかな偽証をつみ重ねた。もちろん、告訴総体の偽証性を補強する役割は荷が重すぎるので免除されて？ いたが……。

警備のためにかけつけた訟廷管理官（山口）は、年令や位置からかなり落ち着いて、中尾被告人との経過を証言した。中尾被告人が判決文をにぎり続いている間、何も発語しなかつたこととか、証言、

松下を羽交いじめして逆共闘した高裁第一民事部書記官（新島）が告訴や公訴事実の記載を補強する証言をおこなった。松下は、反対尋問前の休憩（地下の面会室での弁護人との打ち合せ）を応用して

今後の被告人側立証で逆用しうる証言プランを云えた。例えば、松

下が「投げた」とされる書類の第一回目と第二回目の内容について確認しうる位置にいなかつた、という事項等。また、基本的な権利として、被告人からの尋問も、あらかじめ弁護人を通じて要求し、

実現した。これによつて、この書記官が、忌避や法秩法に関する知識・経験が（裁判官と共に）全く欠損しており、この欠損による恐怖から、この事件が仮構されたことが明らかになつた。新島の同僚の斎藤書記官が偽証のたびに傍聴席で大きくため息をついていたの

その後、深川教会へ泊まり

一九八五年四月二五日（第三回公判）

が印象的である。

なお、中尾被告人が自分に関する証言をおこなった山口証人に対して反対尋問をしなかったのは、前回公判で新島証人に對して反対尋問した際に、意図とは逆に、法的にも存在的にもマイナスの証言（判決文を手にしつつ、松下に対してもういいですか？」）という趣旨の言葉を発した、と証言させてしまった）へのショックが残っていたためであろう。この言葉はへなかつたのであるが、そのように断定しうる記憶の根拠を全てのテーマについて証人や被告人（松下のみならず、不定形としての任意の人）と共にしうる条件の困難さに直面していたため、ともいえる。

傍聴席には、警備員の他に、戒能、竹中の二氏。

開廷前すでに第四次の保釈請求書が弁護人（小野）から提出されていたが、これまでと異なるところは、心身の疲労の著しい中尾さんについて重点的に請求していることで、松下も了承していた。中尾さんについては、河村氏の他に戒能氏も牧師として身柄引受人となり、「更生を指導」する意見書を提出している。

松下に関しては、獄の永続的占拠を前提として、このカカ月の全テーマを応用する表現、とりわけ、大阪高裁控訴審の国選弁護人（川窪）の意見書が巨大な意味をもっている。（17ページ参照）この文書が大阪での二・一二公判の直後にではなく、二ヶ月後に提出された時間性にふれておくと、技術的には、添付すべき公判記録や弁論の作成とタイプ印刷の期間が必要であったこともあるが、本質的には、困難な権力との関係（特に保釈請求について検察側、高裁の思惑を気にしている裁判長・新谷の感性）を正確に洞察している弁護人（小野）が、四・一にはあえて保釈請求を虚数化し、四・二

と深さを、すでに提出ずみの「卵」裁判記録と共に立証するための共闘になるので、いずれにしても同意。

弁護人、統いて被告人から、冒頭陳述書を朗読した後に提出。（弁護人によれば、被告人の冒頭陳述は異例のことだそうである。）

弁護人は、事件の前史過程である高裁第一民事部の訴訟指揮の不當性について、例えば、昭和五八年八月二九日には、控訴人が出頭できないまま書面で訴訟に関する意見をのべ、参加人・中尾が出頭していたにもかかわらず終結したのは通常の事件においては考えられないし、参加人・清水には期日の通知もなく別の日に判決しているのも手続違反である点などを指摘し、すでに制裁々判による実質的な刑事罰の後で、不正確な予断にもとづく告訴や公訴がおこなわれた経過を批判している。

被告人（松下）一と二で前記と同じ批判をおこないつつ、三と四で事実把握の水準の解体と再構成の必要性（例えば、判決内容に満である行為をするのではないことや、裁判所が被告人提出表現を隠匿している点など）を指摘し、

五で、本件は、ある意味で極めて抽象的かつ文明論的な事件である。「…たとえ公訴事実が（二人の被告人について）全てあったこととした場合でさえも、ある表現の移動したことがモチーフになつてゐるにすぎない。にもかかわらず、これを重大視するとき、そのようすに重大視する根拠そのものが、人類史のはじめからの、とりわけ大学闘争以降の問題群との関連で扱わなければならない。〔…〕

六で獄中で作成した文書（註——本質的には第八一〇号の位置エネルギーをさす。）の応用し追加を示唆している。

五に検察側立証の終了する段階に全力こめて保釈請求する、という方針をとり、獄内外の仮装被告団も、これに共闘したからであった。決定は、すぐには出ず、天皇誕生日をすぎた四月最後の三〇日に、やっと二人について保釈を獲得した。いずれも保釈金一五〇万円、うち四〇万円は弁護人の保証書。この保釈金は、もちろん、被告人らに放出されるはずもなく、形式的・惰性的支援活動をおこなう人々から想像を絶するであろうが、自らを被拘束情況の基底においた（甲）（乙）、格闘しつつある関係性から（前借り）し、過渡的に委託してくれたのであり、その質の一部は、第八一二〇号二七ページ最後の部分にもかいまみられる。

四月三〇日夕刻、第五圈の東京拘置所の構内を埋めているタンボボの綿毛は、比喩としてでなく一せいに舞い上り、第六圈への出立を祝福してくれた。静まり返った獄舎の一つ一つの窓の内側に、まだこれからも拘束され続ける人々の夢を飛翔させてほしい、と望むかのように旋回しつつ……。

一九八五年五月一三日（第四回公判）

第四二九号法廷へ向かう被告人らの前には大勢の警備員が待機し、保釈後第一回の公判に備えていたが、松下が一二・一七夕の拘置所へ送られる直前にタバコを要求し、実現してくれた老職員をみつけ、あいさつすると、トゲトゲしい雰囲気は消えた。

開廷後、検察官（山口）は、あらたに、松下に関する神戸大学闘争刑事公判の一審判決文を証拠として提出した。松下の闘争歴を本件との関連で強調するためだろうが、ハヽヽヽヽヽ闘争の広がり

被告人（中尾）は、一で一事不再理の原則から公訴棄却か制裁々判取消のいずれかを実現せよ、と要求し、二で一二・一七判決の不可能性を関係性から示し、三で本件は他者からの分離の極北で発生している、と主張しているのが注目される。

続いて弁護人から、証人として、高裁第一民事部裁判長・小堀と参加人の竹中、清水を請求し、記録（昭和五八年行コ）第三二号事件——aとする——と制裁事件——bとする）の取寄申立をした。検察官は、aは然るべく、とのべ、他は不必要と主張。また、竹中・清水は一二・一七の目撃証人か、と質問し、弁護人から、竹中証人に限つていえば目撃証言ではない、と回答させた。裁判官は合議し、別室に検察官、弁護人を呼んで（被告人を実質的に退廷させるやり方。裁判長・新谷の老かいさの現われ）^{トバ}証人のうち、まず竹中証人を採用した。a、bも、その後みとめるが、被告人側が入手できるのは、事実性の正確な開示（とりわけ、松下提出文書の隠匿）を怖れる裁判所のへ無く意識的妨害により、かなり遅れることになる。aは現在も未開示。

一九八五年五月二七日（第五回公判）

竹中証言が開始されたが、おそらく採用される唯一の証人であるという可能性が大きいために、被告人側立証の多様なテーマ群を全て代理して証言しなければならない、という困難な位相にあつた。また、前回公判で立証に応用することを裁判所に認めさせた記録の謄写が未入手であり、弁護人や被告人にとつても本件で立証すべき範囲の総体や具体的なヴィジョン、展開方法や条件が、殆ど見えない

ままに法廷にのぞまざるをえなかつた。

しかし、証言においては、事件の前史過程として、東京高裁控訴審のみならず、東京地裁行政訴訟、人事院審理、処分、神戸大学闘争へ廻行する十数年と、証人ら当事者のかかわりの根拠や経過が、基本的に、かつ明確に開示されはじめた。これまでの検察側の事件当日の部分的な事実の歪曲した立証の水準を、範囲においても、深さにおいても打ち破るものであつたといえる。

かりに読者諸氏がこの事件で唯一の被告人側証人として出廷を求められ、事件発生の現場にいなかつたが、本件について証言せよといわれた時の感触を下降することが、この日の法廷の意味に出会う道であるといえよう。又、任意の人が証言できるし、してほしい。この視点から、時の楔通信第△二号四一ページ、第△四号△二四△二七ページ、第△五△号三六△三八ページ、第△七△号一四△一九ページ、第△八△号一二△一七ページ、第△九△号二六△二八ページ、第△十△号二△九ページをよみ返していくだければ幸いである。これが最重要テーマと経過の一部分にすぎないことや、その一部分でさえも全情況と十分にたたかう内容をもつてることにも気付いていただけるであろう。

竹中証言を媒介するもう一つの巨大な問いは、△現場△とは何か、ということであった。前回公判の検察官の質問の水準では、現場にいない証人は、せいぜい事件の背景しか語れない、と想定されかねないが、この事件では、松下を含む仮装被告団が総体として△一二・一七△を喻とする△年性の圧殺・拘束情況とたたかってきたのであり、一二・一七法廷は、その広大な現場の一つにすぎない。さらに、仮装被告団として法廷に登場しえたのは辛うじて松下のみである。

中尾さんは、一一・一五の大坂高裁で、松下に関する七一・九・七事件の目撃証言をしているが、証言前日と当日の過程で、証言の根拠に大きい搖れと矛盾を示し、その状態が一二・一七にも解決されないまま拡大再生産されている。(註)この部分は、尋問の仕方との関連で殆ど展開されなかつたが、通信編集者からのべると、神戸大B一〇九教室に突入したとされる三名と窓枠に存在した松下の行動形態を、検察側水準で比較すると、前者の方が激しく見えるが、本質的にはそうでないこと、後者によつて前者や闘争の場総体が括し止揚されていることが示されてきている、と仮装被告団はとらえていた。中尾さんも、このとらえ方に共感し、そのためにも証言したのであるが、十分にはおこなわらず、むしろ一二・一七には、前記の三名の「突入」に似た行動様式を、明確な方針の共同的提起なしにおこなつた。もちろん、どのような行為であれ、権力が断罪する資格はないし、どのような行為をも共闘的に逆用し転倒していく方法を仮装被告団は持つており、一二・一七にも実現してきたのであるが。)

松下らの勾留中に、松下の大坂高裁控訴審の国選弁護人と連絡をとり、東京での告訴の背後にある政治的策動を知つた。(第△一二△号△九ページ参照。なお、検察官はこの尋問に異議を申し立てたが、裁判長は棄却した。)

松下の忌避申立以降の裁判所の対応に具体的にかかわり、一二・

り、もう一人の女性は、くぐるべき△次の審問の場を抜きに、ある△夢遊△の状態で法廷に入り、行為をした(この女性被告人を含む△自主ゼミでの現段階の把握)のである以上、かの女は、まだ現場に登場していないといえるのである。検察側水準の現場性に重点をおくたたかい方(特に証言の仕方)は、これまでの被告人らのたたかい方と共に、この公判の△この段階で、本質的にのりこえねばならない、と仮装被告団は直感していた。

裁判官らも、竹中証言をこの日のうちに終了させえないことを次第に感じはじめ、次回に続行となつた。

一九八五年六月一九日(第六回公判)

前回経過の最後でのべた△現場△性が具体的に展開された。主要なものを見列すると、

一二・一七に松下が提出した二種の文書(即時抗告(異議)申立書と口頭弁論再開申立書)に関しては、直前の会議(京大A三六七を含む場)で構想されていたが、中尾さんの提出した文書(△一二・一七△付の忌避に関する再審請求申立書と、一二・一七に裁判官の机の上において△共同訴訟△参加申立書)は、そうではなかつた。中尾さんは、京大A三六七を本籍地とし、生活の場とし、そこには、この数年間ずっと参加してきたが、一二・一七前の数カ月間は討論する条件の未形成のまま会議への参加がなかつた。

前記の条件の未形成は、十数年来の、とりわけ深津千晴という女性と共同の生活空間をもち△闘争に深津名を応用しつつ参加し

△七提出表現について高裁第一民事部書記官が、執行停止効力を怖れたためか、特別抗告としてなら受理すると電話で答えた経過。(第△一二△号九ページ参照)

松下が一二・一七前夜に宿泊を予定していた、うぐいす谷のAU RA設計工房に宿泊できなかつた理由(ドアの下にある牛乳箱に入れたカギが、最後に出た人の強く閉めた衝撃のために中へ落ちた)を現場検証して確認したが、これは一六日夜に中尾さんが松下へ電話しても通じなかつた(相談できなかつた)という主張との関連で大きい意味をもつ。

自らもおこなってきた本件に関する忌避申立過程において、忌避却下の戦後史過程総体に及ぶバターンの閉塞情況に出会つてきたこと。(第△一二△号△三△五・一五東京地裁第二次訴訟公判の項を参照)

以上からも示されるように、一二・一七法廷以外の存在感が、より具体的かつ本質的な△現場△性をもつてゐるのが判る。別のヴィジョンに変換させていうと、勾留の持続の中で幼い子どもが、世話をする人の外出し共闘活動のために、やむをえず長時間の留守番をしたり、大人には判らない危険をくぐつて生きている瞬がいくつもあるとして、それらの一瞬を権力に対する、さらに存在の既成構造に対するたたかい方へ括しえない場は、△現場△たりえないものである。

被告人(松下)からは、大学闘争の全共闘性に連続する裁判への参加申立が神戸地裁の研究室公判等で実質的に認められていた前例(かりに申立が却下されても、即時抗告についての決定までは訴訟

行為が認められ、その間の発言や主張は、当事者が引用すれば効力を持続する、という民訴法のままの適用にすぎないが、この当然のことを、まるで別の星の法廷のように感じさせる現在の法廷こそが、何かに根本的に違反しているのである。）や、さらに清水早子や松下未宇らの参加申立の必然、闘争史発行刊行プラン（第八四〇号三二七三四ページ参照）と東京での公判との訴訟費用を媒介する関連について質問した。

検察官（山口）の反対尋問は全くピントはずれで無力をさらけ出したが、竹中証人を「被告人」と何度もいたのは、かれの能力では把握し切れないだろうが、ケガの功名ともいうべき的確な指摘であった。

竹中証言に続いて、裁判長（新谷）は松下の被告人質問に入ろうとしたが、公判前のうち合せで、松下から、告訴人である小堀証人の採用が被告人質問の前提であり、小堀証言なしの審理は、公訴棄却にする時は別として、裁判の原則に反する、と強く主張していたために、弁護人（小野）も、小堀証人の採用を論理的正当性をこめて数分にわたって熱弁した。裁判長は検察官に「却下すべき」（違法性の主張に当たらない）といわせてから「棄却」（違法性の主張に当たる）とのべた。（註――この段階のやりとりを、公判調書は全く記載しておらず、権力的記録の本質をみせてている。）この直後に、これまでの「一公判であれば、忌避の申立がなされたであろうが、仮装被告団としては、具体的な忌避申立は宙吊り、その苦痛の意味を今後の（一）（公判）闘争で生かしていく決断をした。この決断の契機は、忌避による審理の中止とおくれにより、大阪高裁判決（後註――忌避に関する発想の飛翔は、仮装概念について、また、時の櫻通信第八一一〇号についての飛翔と対応していることに気付いていたいただきたい。）

一九八五年七月一〇日（第七回公判）

この日から法廷が第四二九号から第四二四号に変り、警備員が姿を消した。仮装被告団のたたかい方は、眼前の卑少な権力など歯にもかけないことを、裁判所側も覺りはじめたためであろう。被告人（松下）への質問と証言が、前回に続いて本格的におこなわれた。主要なテーマは、

裁判へのかかわりは、自己目的ではなく、大学闘争の全領域への深化・拡大の不可欠の一環にすぎない。

共に闘争現場にいる者による偶發的展開を、必ず包括し止揚してきた十数年の方針的原則。

上告確定後に東京地裁の△実刑△判決が出た場合、前者がかりに△執行猶予△でも後者に加算されてくる可能性を考えた時間構造からものであるが、より根源的には、これまでの十数年に及ぶ忌避の試みの極限に△一二・一七△があり、その極限の意味が問われている公判において、重要であるといえ、私たちの△次的な忌避の試みの中では小物にすぎない証人や裁判官の水準で縮少再生産的な忌避をおこなうのは、もったいない、という表現論的感触があった。この決断は、みえすぎている忌避のむこうへ、権力よりも先にワープし、その行方を規定する関係性に対しても、いつでも忌避を含むあらゆる合法と非合法闘争を、任意の場で展開していくう、より高次の対決を目指して、という決意と共になされていることも付け加えておきたい。（註――応用例の一つとして、第八一二〇号二九ページや「救援」八月号に掲載されている、東アジア反日武装戦線に対する判決に対する忌避を媒介する闘争プランがある。）

このような不可視の激闘を含めて、被告人質問と証言が開始された。松下は、証言の序として六〇年安保闘争以降の自己史と情況史、六九年以降の大学闘争の位置づけ、処分理由や起訴理由の複合的な政治性、いかなる場面においても権力の強いてくる罪状を仮装被告性によって受けとめ転倒していく方法論などについて語った。次回以降に続行を決めて閉廷。

本来ならば、この日で被告人側立証は終了するよう四月段階で内定していたのであるが、この日から本格的な被告人側の表現が始まっているのは、東京地裁における審理の本質的な主導権が、仮装被告団によって占拠され始めていることと暗示している。

（後註――前述の弁護人の発言の要旨は、公務執行妨害罪の事件

共同被告人（中尾）は、登場しうる△私△の共闘者の一人にすぎず、かつ登場の条件を共同で討論し確認しえないままであった。かの女とは△共謀△していざ、かの女も独自で行動しているといこんでいるが、発想や行動を△無△意識に規定しているのは、十数年にわたる△私△のたたかい方であり、裁きうるならかの女ではなく、これを裁くべきである。

一二・一七法廷では、検察側の偽証とは異なり、被告人による文書表現の必然的提出があり、当然、審理対象となるべきであった。法廷内で、松下から中尾をとりかこむ職員に職務、身体、憲法（裁判を受ける権利等）について発言をし、職員らは反論しえず、中尾の身体から手を放す数瞬があつた。（註――かの女が、この数瞬を応用しなかつたこと、行為の意味を全参加者に△声△で開示しなかつたことは残念であるが……）

忌避は裁判官の否定ではなく、幽靈のような制度に生命を吹き込み、裁判官との対話の契機にしようとする試みである。（註――尋問との関連で、詳細な判例批判はできなかつたが、この表現によりむしろ裁判官の関心を集中させたことが、次回に判明した。）法廷等の秩序維持に関する法律自体、および判例の批判については、本件の小野弁護士が、かつて「卵」裁判の国選弁護人として被告人と共におこない、その記録が本件にも検察側証拠として提出されていることに言及。

弁護人も、うち合せの時にはテーマにならなかつた事項、松下の訴訟費用支払能力に関連する生活状況（とくに職業概念をはみ出す労働の仮装性に示される問題）や、監置中の実態（二重处罚批判の

前提) を詳細にたずねた。

検察官(山口)、裁判官(村田、新谷)は、次回にも証言が持続することを認めざるをえない雰囲気の中で、いくつか質問したが、問題外という感じの証言で軽く退けられた。とくに、「文書を投げたのか、提出したのか?」という質問に對して、量子力学を応用して、光が粒子でも波でもあるといえることとの関連で、判断の(權力的)固定を批判し、発想の拡がりを示唆したのは、即興的にたのしい一瞬であった。

一九八五年七月三一日(第八回公判)

第三回の被告人(松下)質問がおこなわれることになったが、本來、一回で終了してもよいはずの被告人質問が持続している根拠は次のようなものである。第一に、テーマ群の巨大さが、審理当事者の既成概念・経験をはるかに突破しているために、持続して証言をきかざるをえないこと。第二に、共同被告人(中尾)の被告人質問の前提条件をつくっていくための方法を弁護人、被告人、共同者のそれぞれが追求しつつも十分に形成されていないこと。第三に、被告人側から贈写し提出する予定の裁判記録(特に一二・一七を含む控訴審記録)の入手がおこなわれている事態を逆用していること。これらのうち、第二に関連して記すと、中尾さんに関する浜本多恵子医師の証言プランが、松下から中尾証言の前提として提起された。これは時間の獲得と共に、事件の意味を全当事者にとって、もう一段深化して把握するための媒介とする方向性をもっていた。

直前のうち合せ会議で、中尾さんも浜本証言をおこなうことに同

して、これに従って開始した。結果的には、これも松下証言の内容と持続に共闘していくことになる。

宣誓後の浜本証言の要旨は次のようである。

一九七一年六月一六日に南山大学の自主講座ではじめて出会い、一九七一年九月七日の神戸大B一〇九闘争の目撃者として共に一九八四年一月と一二月に大阪高裁で証言した。それまで、よく出会い話をしている。本件に関連しても一二・一七直前の一二・九に岡山大連続シンボジウムで出会い、勾留中の一月末にも拘置所で面会している。文通もある。

これらの期間の観察等により、一二・一七の中尾さんは「病氣ではないが、△症状」としての意識もうろう状態(一般的には夢遊状態)であり、本当の自己として他者と向かい合う行為をなしておらず、それは行為中の無言からも示され、他の場合の他者への配慮にみちた言動と極めて異質である。

この症状は、何度か、これまでくりかえされ、一二・一七に極点に達しているが、症状(情況的他者と自己の関係性把握のねじれからくる)の改善・治癒への努力は、中尾さんによつても、私たち総体にとつても開始されつつあり、一二・一七水準の行為のくりかえしはありえない。

検察官の質問は、医師としての経験の乏しさを追求しようとした

つ、症状の具体性や、開始と終了の期間を特定させようとした。前

者については、やや硬直した応答(医学的著作や論文はかくことを拒否している等。実際は徳島大当局や、元の共同研究者が押収しているものを含めて、医学的業績は多数ある。)一公判への診断書

意したが、証言内容について十分な討論がなされたとはいがたい。但し、中尾さんが、「証言いかんにかかわらず、自分は実刑でもよい」という趣旨の発言をした時、浜本さんが、「実刑とか勾留とかいうのは百年早すぎる! そのように安易にいう態度が、自らの△症状)を中途半端にし、闘争を危機におとし入れている」という趣旨の反論をしたのが印象的である。松下からも、中尾さんは、自分の行為が、予期しない諸事態をつくり出したことはともかく、もし中尾さんが、事前に松下を含む会議で十分に討論していれば、XとYと作戦のうちYとが、中尾さんの行為で宙吊られており、可視的にも、より巨大な闘争を展開していただろう、と指摘した。

開廷直後に、弁護人から、今まで認否を保留していた告訴状を同意すると申し立った。これは、制裁決定①、告訴状②、逮捕状③、勾留状④、起訴状⑤の文体の変化と相互矛盾の批判をおこなうためであり、③、④、⑤は同意と不同意以前に本件記録中にあり、①は、被告人側から取寄せ請求して提出しているが、②のみは、認否の対象であり、保留されているために、まだ批判系列から除外されているという審理構造に関連している。検察官にとって、「同意」は意外であつたらしく、併合して申し立てられた浜本証人の採用にも有利に働いたと考えられ、検察官は、きまり文句として証人は不必要、といったものの裁判長は採用した。

開廷前には、浜本証言を、松下証言の終了後、中尾証言の前におこなう方針を被告人側は決めていたが、裁判長の、遠方から出廷している(第三者性の)浜本証言を先にすませたいという意向を配慮

群も重要である)があつたが、後者については、大阪高裁証言時から一二・一七監置までとした。ただし症状の深化の時点とされる一二・一六夜の状態については、中尾さんとの共同証言なしには、十分な解説がむずかしいと感じさせた。

裁判長(新谷)は、中尾さんの一二・一七の無言の意味について、異質な行為をしている時は正常な意識の場合も無言ではないか、と問い合わせ、証人から、京大A三六七で長期間くらすという、一般には異質と思われる生活の場面では、そうでなかつたと反論され、言葉と空間についての論議が展開された。また、中尾さんにとって「行為するという形で夢がみられている」場合には、同一空間で存在するようみえる他者に対して言葉はとどかず、しかも不十分にしか症状の中に存在し切らないまま行為することが他者と関係性の症状を重くしている、と要約することもできる証言部分は重要であろう。

休憩を生理的以上に△V的に要求した松下に対して裁判長も同意し、再開後、第三回の被告人質問と証言がおこなわれた。弁護人の主尋問は、これまでのテーマをさらに充実させる方向でなされ、一二・一七に提出した文書の裁判所による隠匿を、拘束と監置入所後の二回にわたる所持品検査で該当文書がなかつたことから逆証。神戸地裁で、かつて松下を審理し、制裁を加えたことのある裁判官が、退官後、反省していること。

制裁決定から起訴状に至る権力表現群の変化と相互矛盾の指摘。(この号2~7ページ参照)

中尾さんは△Vと一公判の磁場に夢遊状態でひきよせられ、自分なりに判断した水準の判決文自ら管理をおこなっているが、自

主管理とは、本来、六九年以降の大学闘争で、授業・研究の関係性の対象化について用いられた概念であるから、具体的な物質をもつことを意味しない。(註)——この部分は、前回公判でも強調したのであるが、後述するように、裁判長の判断水準のヒドさを示す契機となる。)

という諸点が明確に開示された。

検察官は、所持品検査の正確性を疑いえないことから大いに動搖し、まともな質問を殆どなしえず着席したが、それに反して三人の裁判官は、めったにみられない熱心さで質問を連発した。主要な問い合わせを列記するので、読者諸氏は、被告人質問をうけていると想定して答えてみていただきたい。

左陪席(村田)

一二・一七法廷で、神戸大学闘争勝利、といったのはなぜか?

そういったことを今も正しいと考えるか?

あなたが文書でよく用いる△▽の意味は?

忌避制度を裁判官との対話の契機にするとは?

八四・九一一日の(日本基督教団に対する)教師検定試験場と検定委員会場と教団総会場での主管理闘争とは?

右陪席(大沢)

仮装被告団とは?

仮装原告団との関連は?

裁判長(新谷)

自主講座のやり方は?

京大A三六七の使用方法は?

主管理とは?

一九六九／七〇年段階の神戸大B一〇九等における討論を想起させる、素朴かつ原初的な問いに対し、十数年の々次(事)闘争の視点から、それぞれについて証言を仮装する自主講座的応答がなされ、公訴事実の水準の審理など、どこかへ吹き飛んだようであった。さすがに? 裁判長は、それに気付いたのか、「主管理」の概念(前回および今回の弁護人主尋問に対するもの)に関して、「あなたのいう主管理は判決文をうばうことであることが、速記録から明らかなこと、突然、もうろう症状の発作を示し、「裁判所は、こんな判決文を主管理されたんでは、たまんないんでね。」と顔面を紅潮させて叫ぶ始末であった。(註)——この個所を含め裁判官の論理的・資質的低水準を示す発作は、公判調書からはみえにくい。松下から、その把握の誤りを、表現論的・方法論的に説明され、自らの理解の誤りを粉砕されても、「あなた(方)のやっていることは言葉の遊びではないか?」と最後の質問とことわりつつ反撲してきた。「まちがっていたら謝りますが」と条件を付けていたのは、ある庶民性をかいしませで微苦笑をさそう。

これに対しては、被告人から、「私たちは力不足で判りにくい言葉を用いるとみえるかもしれないが、言葉を幻想領域の関係性総体として、厳密に現実過程および主体の責任と関連させて用い、つくり、生命を与えるとしており、もてあそびの対象ではありえない。むしろ、その判決の言葉が身柄を拘束することのある裁判官こそ言葉の根拠を慎重に扱え。」と反論し、裁判長は沈黙した。かれの錯覚を増幅するかも知れないでの、被告人からはあえてのべなかつたが、△▽と一闘争は、存在の根拠としての言葉の本質を最も自在に解放するたたかいであり、言葉を支える根拠が、これまでにな

い世界史性の△遊び▽へ突入する試みといえるのである。このことを開示し共同で追求していくまで、裁判官を含む自主講座は続行されねばならない。

なお、弁護人からは、本件を、法的概念をこえる位相でとらえるための証拠として、野原燐氏の文章「ゲーデルの拘置所」を提出しようとしたが、休憩中に目を通した検察官が、読解力欠如を自白しつつ不同意したために、証拠としては提出せず、別の申立書への添付等の方法で応用することにした。この文章は、一二・一七の「書類」が「提出する」対象としてではなく「投げつける」対象として起訴状に記されている問題に、法的な論理構造が破綻していく過程を見出し、ゲーデルの不完全性定理(一言でいえば、どのような公理系も不完全であり、その体系内における公理のみによっては正否を決定できない問題をもつ)を、他の知識人らによる論じ方の限界批判をこめて、この事件に応用しているので、ぜひ一読をおすすめる。回覧希望者は連絡されたい。なお、一九六九年の神戸大B一〇九における自主講座に最初にゲーデルの文献をもちこみ、討論の素材にしたのは、その後、松下の共同被告人となる森川佳津子であったことを付記しておく。

表現過程としての 被拘束空間

前号の（序）に続いて、ヴィジョンを乱数表的に列挙していくが、まず、被拘束状態を一つの表現方法に応用した例から。

*₁ 昭和六〇年（執口）第一六号と

受領に関する申立書

共同被告から前記事件の物件の受領が問題になっているという通知をうけていますが、

一、私は一九八五・一・二八付で京都地裁あてに「送達に関する申立書」を送達し、現在、大阪拘置所を含む々個の拘置所を巡礼し占拠しつつあることを告知しているにもかかわらず、貴官からは「通知書」も「先に送付した調書」もどいていない。

二、かりに、その内容を別の経路で知ったとしても法的な効果はなく、何よりも前項にのべたような状態にあるため、出頭して調査し受領という作業が、釈放ないし国家の解体まで困難である。

三、

従って、貴官が保管されているという物件、調書、それに関連する全ての当事者を私のいるところにとどけ、そこで私を含む審理をおこないつつ判断されるよう申し立てます。

一九八五年二月二一日と

債務者 松下昇

京都地方裁判所執行官 藤岡二郎殿

（註）一一・一五付でA三六七本訴の被告らに通知書が送られ、三月一日までに受領の申し出がない場合には、民事執行法第一六八条第六項により売却するという恫喝がなされたので、前記の表現を提起した。他のさまざまの反撃方法と共に、物品売却＝国家による古本市を現在まで粉砕しつつある。）

*₂ 京大教養部A三六七にあった全物品と表現は被拘束状態にあり、それは、私たちが申し出たり、占拠したりして入手しえない質をもつ。というのは、これらのものは、この空間性を喻として、その拘束にかかる全ての拘束者（国家の代行者としての公務員など）を拘束している力と、その当事者自体が向き合い、自らを解放していかねば、だれも物品と表現の一片にさえ到達しえない位置にあるからである。いいかえると、A三六七に関しては、排除者や加担者こそが被拘束者なのである。しかも、そのことに殆ど気付いていない。具体例を上げると、私たちから現・大学教官（ら）へあてた提起の原本や、甲山事件について語りたい者が、その前提として読むべき作品とレジュメは永続的に留置されたり、それらに、自らの命をかけてでも出会おうとしない限り、かれらは、いかに陽気にふるまおうと亡者であるにすぎない。

私たちの討論や宿泊や生活の場が可視的になくなり、さまざまの（一）闘争資料の応用ができないこと以上に、かれらの死体の自己救出こそが問題である。私たちも共闘する。

る人のみならず、拘束することを法秩序によってしいられている人を含む総体の関係性の解放を要求し実現しなければならない。また審理する人や、告訴と起訴する人（希望に応じて弁護人や共同闘者も）は、共に被拘束空間で生活する時に、はじめて△事件△にふれる資格をもつ。

*₄ 一二・一七の拘束直後、前日の日曜の新宿の歩行者天国を歩いていて、午後五時と共に、天国の終焉が、警察のマイクによつて告げられた時の光景を想い出していた。車道から追い立てられる群衆。それまでの抑制を回復しようとするかのように急発進していく車……。与えられた「天国」の虚しさよりも、今これから入っていく△▽獄の方が、天国に近いという直感。

*₅ 拘束室に連行されてから氏名等を黙否していると、ボラロイド・カメラで三枚の肖像を撮影された。（八四年十月の牧師の検定試験場で、私たちの撮影に抗議した受験者は、こんな時どうするだろうか？）三枚というのは、めったにない監置の手続にとまどっている若い職員に、経験のあるらしい年輩の職員が教えていたのを聞いて判つたのである。それでも、なぜ三枚なのだろう。一枚は制裁決定に添付するとして、あとは拘置所用？捜査用？少くともはじめの一枚は第八一二△号五ページに見事に応用されている。

*₆ 拘置所でかりた官本で、最初に印象に残った文章——ゴールドバッハの推測「二以外の偶数は、二つの素数の和で記述できる。」

*₇ 午後六時からはフトンをしいて横になつてもよいので、いつも痛む腰をのばして寝ていたが、今度は、午前七時の起床までは、トイレ以外には、立つたり、座つたりの動作が禁止されているの

で、横になる苦痛に¹⁰何時間も耐えなければならない。夜中にはもう眠りが足りて目が覚めてしまう。夜に何かたべるのも禁止なので、空腹も加わって明け方までの時間のすごし方が一番むずかしい。闇の中の監獄の呼吸音や、早朝にやってくる野鳥の声を^{△△}語として聞きとることで少しずつ克服できたが……。

*¹⁰ 前項までのいくつかは、被拘束空間に存在し、それを一つの方法として生きようとしても、日常の殆ど全ての時間帯は、文字にしたり、形象として把握する以前のところで圧倒的に流れしており、ごくまれに、数秒ないし数分間、ノートに書いたり考えたりできる時間がやってくるということを確認したかったからである。

*¹¹ それにしても、私(たち)は、この十数年間、何を追求し、何を開示してきたのか? 世界へ向けた表現としてならば、例えば、時の楔通信を含む、可能な限りの表現群に出会って、自分で考え続ける他ないとして、浴場で、廊下にいる看守の視線を気にせず、タオルにつつんで運んできたミカンの皮を湯に浮かべて、香りをたのしみつつ身体を洗う時のような感じで考えてみると、私たちを、あらゆる意味で拘束している法や幻想性秩序、さらに存在の生理的基盤を越えて生きてみよう、という試みであろう。その場合、具体的方針とか、期限つきの活動ではなく、それら全てを無視するほど^{△△}無限^{△△}との対話こそが必要であると思われる。^{△△}六九年以降の闘争に、今までなかつた世界史性があるとすれば、^{△△}次の被拘束情況に気付き、この^{△△}無限^{△△}にみつめられ、出会い、愛し合うことが可能になつたということかも知れないから。

一九七四年四月一日～二日 岡山県警岡山東署独房（拘束）
同年四月二日～二二日 岡山刑務所独房（監置）
同年四月二二日～二六日 岡山東署独房（勾留）
同年四月二六日～五月四日 岡山刑務所独房（勾留）
一九七九年三月一四日～二一日 名古屋拘置所独房（監置）
この後が一九八四年一二月一七日～一九八五年四月三〇日の
^{△△}△△獄第一～第五圈である。

*¹² 「全国監獄実態」（八五・三・二〇発行）は、監獄法改悪とたたかう獄中者の会のメンバーが、弁護士会人権擁護委員会への、改悪に反対することに共闘してもらう申立書として、すなわち、一般的私信や原稿としてではなく、公的書類として、多くの抹消をへつとも獄中から発せられ、はじめて陽の目をみた（二七七ページ「付言」の要約）という意味だけでも類例のない本である。内容も全国規模と二四時間性の抑圧構造が明確に対象化されている。獄外者にとってばかりでなく、獄中者にとっても、特定の人の著作から任意に引用して建築論や詩集などに応用するのとは全く異質の姿勢が獄について表現する時に必要であることを、あらためて感じさせる。

一方、このような無名の人々の統計的作業を、たんに対権力の武器としてのみならず、無数の獄中者の自主的・自發的表現活動の媒介として設定し続けることが今後、不可欠であろう。この通信の「表現過程としての被拘束空間」論の位相も、このような意図をもこめて展開されている。

*¹³ 独房は三歩×六歩。運動場は、東京拘置所では半径一二歩、孤の部分四歩の扇形、大阪拘置所では六歩×九歩（ボール使用可能）、警視庁本部では九歩×九歩（タバコを二本吸える）。いずれの空間も建物のかけで日光が入りにくく、特に、警視庁本部の場合は東京地・高裁のかけに完全に包括されているため、第二圈の期間中ついに一瞬の光にも当たらなかつた。検察官の尋問の際に地検へ車で連行され、車から建物に入る一瞬に、光がさしこむわずかな路上で、はいているスリッパが^{△△}ねげて△△、しばらく立ち止まつたのが唯一の機会であった。

休日や雨の日（ふつていなくても可能性があると拘置所側が判断する場合を含む）、出廷や入浴の日は、三十分間の運動さえないので、運動のない日が連續すると身体がマヒ状態になる。これも職員の勤務条件を優先した管理体制による症状の一例である。この体制の批判し変革へむけての行動と共に、△△雨△△の日の面会を獄中に知人をもつ人々に遊びかけておきたい。

*¹⁴ 新しい設計と称する拘置施設では、建物がカタカナの「ヨ」を、タテに連結した構造になつており、平行した房を南と北にかいまたくことができる。どちらかの棟の窓に、わずかに人影がうつり、体操したり、トイレで用便しているのが影絵のようにみえると、平行世界にいる△△へへのなつかしさがやつてくる。ただし、この平行性にも死角があることに気付いた。タンボボの咲き方から示唆をうけたのであるが、南に向いた窓からは、南側の棟のすぐ北にある空地のかげの部分しかみえず、自分のいる建物の南側の足許はみえな

い。北側は廊下があるために、視界が妨害される。従って、よほど注意しないと、それぞれの自分の南の足許に、ひつそりと力強く咲いているタンポポの存在を想像することさえできないのである。これは、さまざまのテーマに関連するはずである。

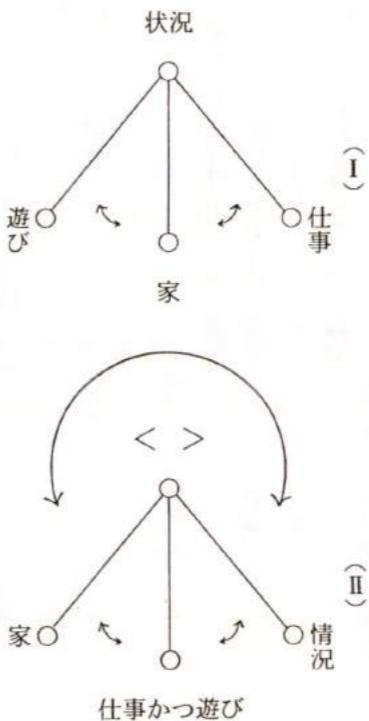
建造物について、もう少しのべると、拘置所であれ、空港であれ、最高裁であれ、ある建造物について何かの評価をするためには、その建造物のどの部分へも自由に行けるという条件が不可欠なのである。さらに、その評価が建造物の具体性と対等の具体性をもちうるためには、使用方法や破壊方法について対等の決定権をもたなくてはならない。このことを忘れている、ないし気付かない建築（論）は、当面、破壊の対象でしかない。破壊方法は、まだ十分に具体化していないとしても。

*¹⁸ 予告なしに、数人の看守が、ドカドカと房内に入りこみ、「検査！」とどなって設備や所持品を調べることがある。その間は、廊下に出て、窓のない壁の部分に顔を接して立っていなければならぬ。実は、前項のタンポポの発見は、この数分間に少しづつ窓の方へ身体を移動させつつおこなつたのである。

捜査の周期は、第五回についていと、三・一、三・一八、四・八、四・二三であり、この周期を考慮に入れて、いくつもの作業をした。この対応は、全区間の切符をもたずくに仮装乗車する時の検札に対する感じに似ている。また、看守らは、何といつてもたかが公務員であり、よほどのことがない限り、周期の密度を高めたり、夕方の勤務時間後にやることはない。従って、私は夕食後、食器や顔を洗う動作を仮装して、房内にとどいた郵便物の切

手を切りとり、水にひたして消印をとり（発送時、ノリをつけてあるため）、廊下を巡回する看守の視線の死角である廊下側の窓の下においてた食器のふちで朝までに乾かし、翌日以後、応用していく。

*¹⁹ 独房にあるせんたく物を干すヒモ（△自死▽を防止するためか三枚位かけると切れそうな程、細い）に、紙をコヨリにして作った振子を宙吊って実験してみたことがある。



仕事とか家とか遊び、という命名は、過渡的なものであり、その投入によって波紋を広げる水面下の全容量の概念と考えてよいが、図Iの生き方を図II（回転を含む）の生き方へ変換することが、一六九〇年以降の△大学▽闘争ともよばれる世界史的うねりから発する関係性としての△声▽であると思われる。ぜひ△独房▽で実験し、△雑居房▽としての自主ゼミへ経過を報告し討論に参加していただきたい。

*²⁰ 物理的バリケードが解除された後、封鎖中足を踏み入れた範囲しか、解除後も入れないはずだ という情念で、再開された授業

にやつてくる教職員や学生たちをみつめていた時期があった。今もそうであるが、もう一つの発想を媒介させて、である。すなわち、バリケードはつくつたり、解除したり選択できるものではなく、また、体験の有無と直接の関係はなく、つねに足許に潜在している△断絶▽の転倒の一瞬の具体化にすぎず、△大学▽闘争のバリケード方程式（未知数はひきよせられるテーマの数だけある）の解がまだ得られていない以上、△バリケード▽の形成は持続し深化している。その持続を自らの身体にない、応用する方法のみが、バリケード以降の世界認識の拠点ではないか？

*²¹ 被拘束空間（逆バリケード）と、その突破方法は何か？ と問う場合、すでに何かの被拘束情況と格闘せざるをえない場に不可避免的に存在し続ける位置を見出していることが必要であるが、それはある意味で△▽を記号としてではなく扱う、扱わざるをえない場合の希望と絶望の深さに全く等しい。この意味の追求が△六甲▽△へ包围▽以降の表現過程でもある。

第△一二▽号（記号の意味は前号を参照）
一ページ下段左から二行目「何回もの」→「何回も」（＊）
六ページ上段右から一五行目「併合して」をとる。（＊）
七ページ下段左から九行目「号頁」→「頁」
一二ページ上段右から一二三行目「刑事事件」の次に「の証拠」を入れる。（＊）
一九ページ上段右から六行目「とどいた」の次に「呼出状から」を加える。（☆）

二〇ページ上段右から八行目「逆であり」→「逆であるが」（＊）
下段左から五行目「デタラメさ」の次の「え」→「へ」
一二ページ下段右から十行目「他終審」→「他級審」
三〇ページ下段右から九行目「さらし」→「さらけ」
三四ページ上段右から六行目「弾劾」→「弾劾」
三三ページ上段左から七行目△▽の中の指示は、校正時の訂正作業の技術的困難さをなくすために、印刷者用への表現を、そのまま残してもらった。視線で後の六行分を左へ一行ワープさせてほしい。

三〇ページ上段左から十行目「七三年」→「七一年」